

E X - I C サービス運送約款の一部改正（消費税率の引上げによる運賃・料金改定等に伴う改正）

現行	改正
<p>(前略)</p> <p>(E X - I C 運送契約の解除)</p> <p>第 19 条 E X - I C 運送契約は、入場前に限り解除することができます。ただし、利用設備を普通車指定席又は特別車両とする E X - I C 運送契約の解除は、当該契約において約定した乗車列車が約定した発駅を出発する時刻までに解除が成立した場合に限って取り扱います。</p> <p>2 前項に定める解除を行った場合は、払いもどし手数料として <u>300</u> 円を受受します。ただし、別に定める特別な旅客運送契約を選択した場合には、別の額とすることがあります。</p>	<p>(前略)</p> <p>(E X - I C 運送契約の解除)</p> <p>第 19 条 E X - I C 運送契約は、入場前に限り解除することができます。ただし、利用設備を普通車指定席又は特別車両とする E X - I C 運送契約の解除は、当該契約において約定した乗車列車が約定した発駅を出発する時刻までに解除が成立した場合に限って取り扱います。</p> <p>2 前項に定める解除を行った場合は、払いもどし手数料として <u>310</u> 円を受受します。ただし、別に定める特別な旅客運送契約を選択した場合には、別の額とすることがあります。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(入場しない場合の取扱い)</p> <p>第 21 条 E X - I C 運送契約において約定した乗車日の営業時間終了時までに入場しなかった場合は、当該契約を解除し、E X - I C 運送契約の運賃等から次項に定める払いもどし手数料を差し引いた額を払いもどしいたします。</p> <p>2 払いもどし手数料は、普通車指定席又は特別車両の E X - I C 運送契約にあつては区間ごとに別に定める額、自由席の E X - I C 運送契約にあつては <u>300</u> 円とします。ただし、別に定める特別な旅客運送契約を選択した場合には、別の額とすることがあります。</p>	<p>(入場しない場合の取扱い)</p> <p>第 21 条 E X - I C 運送契約において約定した乗車日の営業時間終了時までに入場しなかった場合は、当該契約を解除し、E X - I C 運送契約の運賃等から次項に定める払いもどし手数料を差し引いた額を払いもどしいたします。</p> <p>2 払いもどし手数料は、普通車指定席又は特別車両の E X - I C 運送契約にあつては区間ごとに別に定める額、自由席の E X - I C 運送契約にあつては <u>310</u> 円とします。ただし、別に定める特別な旅客運送契約を選択した場合には、別の額とすることがあります。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(E X - I C カード等の不所持)</p> <p>第 23 条 第 13 条の定めによる係員からの請求時に E X - I C カード等の呈</p>	<p>(E X - I C カード等の不所持)</p> <p>第 23 条 第 13 条の定めによる係員からの請求時に E X - I C カード等の呈</p>

現行	改正
<p>示等がなされなかった場合又は出場時に第14条第1項に定めるEX-ICカード等を使用したIC自動改札機の通過ができなかった場合（システム等の障害その他当社又は他社の原因によりIC自動改札機を通過できなかった場合を除きます。）は、旅客規則第268条に定める乗車券類の紛失として取扱います。ただし、その後当該EX-ICカード等による出場等がなかったことが確認できた場合には、当初のEX-IC運送契約の運賃等及び増運賃・増料金を収受していた場合の当該増運賃・増料金について、<u>300</u>円の払いもどし手数料を差し引いた額の払いもどしをすることがあります。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(受取)</p> <p>第32条 EX-ICカード等によりIC自動改札機を通過して入場することができない場合には、EX-IC運送契約に基づく旅客運送請求権の行使にあたって、別に定める窓口等においてIC乗車票を受け取って入場することができます。</p> <p>2 IC乗車票の受取を行う場合には、別に定める場合を除き、EX-IC運送契約の決済用カード、EX-ICカード又はエクスプレス予約会員証のほか、エクスプレス予約サービスログイン時に入力するパスワードの入力が必要です。ただし、駅等の窓口で決済用カードによる受取を行う場合は、所定の帳票への自署等によることができます。</p> <p><u>3 前項の定めにかかわらず、当分の間エクスプレス予約サービスログイン時に入力するパスワードの入力を決済用カードの暗証番号の入力により代替することができます。</u></p> <p><u>4</u> IC乗車票は他人に譲渡することはできません。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>示等がなされなかった場合又は出場時に第14条第1項に定めるEX-ICカード等を使用したIC自動改札機の通過ができなかった場合（システム等の障害その他当社又は他社の原因によりIC自動改札機を通過できなかった場合を除きます。）は、旅客規則第268条に定める乗車券類の紛失として取扱います。ただし、その後当該EX-ICカード等による出場等がなかったことが確認できた場合には、当初のEX-IC運送契約の運賃等及び増運賃・増料金を収受していた場合の当該増運賃・増料金について、<u>310</u>円の払いもどし手数料を差し引いた額の払いもどしをすることがあります。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(受取)</p> <p>第32条 EX-ICカード等によりIC自動改札機を通過して入場することができない場合には、EX-IC運送契約に基づく旅客運送請求権の行使にあたって、別に定める窓口等においてIC乗車票を受け取って入場することができます。</p> <p>2 IC乗車票の受取を行う場合には、別に定める場合を除き、EX-IC運送契約の決済用カード、EX-ICカード又はエクスプレス予約会員証のほか、エクスプレス予約サービスログイン時に入力するパスワードの入力が必要です。ただし、駅等の窓口で決済用カードによる受取を行う場合は、所定の帳票への自署等によることができます。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>3</u> IC乗車票は他人に譲渡することはできません。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>

現行	改正
<p>(I C乗車票の紛失)</p> <p>第 37 条 I C乗車票の紛失により、入場時に第 33 条に定める I C乗車票の改札を受けられなかった場合、第 34 条の定めによる係員からの請求時に I C乗車票の呈示をできなかった場合又は出場時に第 35 条に定める I C乗車票の改札を受けられなかった場合には、旅客規則第 268 条に定める乗車券類の紛失として取扱います。ただし、その後再収受証明書の発行の日の翌日から 1 年以内に、お客様が当該乗車に係る I C乗車票を再収受証明書とともに I C窓口に提出した場合には、当初の E X - I C 運送契約の運賃等及び増運賃・増料金を収受していた場合の当該増運賃・増料金について、<u>300</u> 円の払いもどし手数料を収受して払いもどしをすることがあります。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(I C乗車票の紛失)</p> <p>第 37 条 I C乗車票の紛失により、入場時に第 33 条に定める I C乗車票の改札を受けられなかった場合、第 34 条の定めによる係員からの請求時に I C乗車票の呈示をできなかった場合又は出場時に第 35 条に定める I C乗車票の改札を受けられなかった場合には、旅客規則第 268 条に定める乗車券類の紛失として取扱います。ただし、その後再収受証明書の発行の日の翌日から 1 年以内に、お客様が当該乗車に係る I C乗車票を再収受証明書とともに I C窓口に提出した場合には、当初の E X - I C 運送契約の運賃等及び増運賃・増料金を収受していた場合の当該増運賃・増料金について、<u>310</u> 円の払いもどし手数料を収受して払いもどしをすることがあります。</p> <p>(以下略)</p>

附則

この通達は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 32 条に係る改正については、平成 26 年 3 月 17 日から施行する。